⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
64未満	0.80
64以上258未満	0.85
258以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.053
埼玉	1.044
千葉	1.025
神奈川	1.269
新潟	1.059
静岡	1.232
愛知	1.039
京都	1.119
大阪	1.140
兵庫	1.039
岡山	1.088
広島	1.059
福岡	1.092
熊本	1.055

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗　率
北海道	0.13726
青森	0.22154
岩手	0.10460
宮城	0.02097
秋田	0.37444

⑵　法非適用事業分及び統合前法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗　率
69未満	0.80
69以上276未満	0.85
276以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗　率
北海道	1.011
宮城	1.051
埼玉	1.042
千葉	1.024
神奈川	1.259
新潟	1.057
静岡	1.223
愛知	1.038
京都	1.114
大阪	1.135
兵庫	1.038
岡山	1.084
広島	1.057
福岡	1.089
熊本	1.053

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗　率
北海道	0.09695
青森	0.16229
岩手	0.08802
宮城	0.01714
秋田	0.27691